

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金等システム	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金及び市町村より委託された下水道使用料の徴収、並びに量水器の管理業務	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	1 お客様番号、2 水栓番号、3 水栓所在地、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 使用開始及び使用中止日、8 給水情報、9 検針情報、10 納付情報（納入方法、口座情報など）、11 メーター情報、12 検針指針、13 上下水道使用量、14 上下水道料金、15 調定収納情報、16 滞納情報、17 使用者履歴、18 交渉情報等	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	企業団給水区域内の水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人または代理人からの給水申込（電話、インターネット受付等）。水道料金口座振替情報については、本人または代理人より口座振替依頼を受理した金融機関からの申込書控えの郵送。	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	下水道使用料徴収事務の委託元市町村 株式会社大阪水道総合サービス メーター取替業務委託業者	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無	
備考		

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム (DB) (検針)	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	メーター検針業務及び水道料金徴収業務 (令和7年4月1日以降利用しない)	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関 (御所市長ほか)	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル (電算処理ファイル) 又はマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイル (マニュアル (手作業) 処理ファイル) の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル (手作業) 処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金 (前) システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム（DB）（請求）	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道使用者の使用水量により調定金額を決定し、水道料金として請求する。（令和7年4月1日以降利用しない）	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関（御所市長ほか）	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金（前）システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム（DB）（徴収）	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道事業を円滑に運営するため、水道料金を徴収する。（令和7年4月1日以降利用しない）	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関（御所市長ほか）	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金（前）システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム（DB）（納入証明）	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道使用者から水道料金納入証明書の発行要望があれば、発行する。（令和7年4月1日以降利用しない）	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金（前）システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム (DB) (過誤納金)	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金の過誤納金の還付事務 (令和7年4月1日以降利用しない)	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル (電算処理ファイル) 又はマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイル (マニュアル (手作業) 処理ファイル) の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル (手作業) 処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金 (前) システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム（DB）（滞納）	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金滞納者に対し、督促・催告・給水停止処分を行い水道料金の徴収を図る。（令和7年4月1日以降利用しない）	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	水道料金滞納者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関（御所市長ほか）	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金（前）システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム (DB) (開始・中止)	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道の使用開始・中止事務 (令和7年4月1日以降利用しない)	
個人情報ファイルの記録される項目 (記録項目)	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲 (記録範囲)	水道使用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報 (記録情報) の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル (電算処理ファイル) 又はマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイル (マニュアル (手作業) 処理ファイル) の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル (手作業) 処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金 (前) システム内部データ	

個人情報ファイル簿

整理番号		
個人情報ファイルの名称	水道料金システム (DB) (欠損)	
行政機関等の名称	企業長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	御所事務所	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金滞納者のうち、死亡・居所不明者等の収納不納欠損処理をする。(令和7年4月1日以降利用しない)	
個人情報ファイルの記録される項目(記録項目)	整理番号、氏名、電話番号、住所、取引状況、口座番号	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	水道料金滞納者	
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	行政文書開示請求者からの請求書並びに主務課から提出された決定通知書の写し及び処理簿	
要配慮個人情報の有無	無	
記録情報の経常的提供先		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	御所事務所
	所在地	奈良県御所市櫛羅2055
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	
	内容	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル(電算処理ファイル)又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル(マニュアル(手作業)処理ファイル)の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合)		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル(手作業)処理ファイルの有無	無
備考	令和6年度末まで利用していた水道料金(前)システム内部データ	